



八地生福第1382号
令和3年3月31日

八尾市母子餓死事件調査団

共同代表 井上 英夫 様
同 尾藤 廣喜 様
同 矢部 あづさ 様

八尾市長 山本 桂右



2021年2月16日付で提出されました要望書について（回答）

平素は、本市の福祉行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2021年2月16日付で提出されました標記「要望書」につきまして、下記の通り回答いたします。

記

- 1 このような痛ましい事案が二度と起こらないよう、内部で当該事案の事実確認を行うとともに、民生委員・児童委員と協力しながら安否確認マニュアルを作成し、組織としてしっかりと対応しながら、職員自らも主体的に業務改善に取り組んでいるところであり、第三者委員会の立ち上げについては、考えておりません。
- 2 生活保護制度の適正な運営を図るためにも、実施体制を整備することの必要性は十分に認識しておりますが、未だ現業員は社会福祉法に定める標準数に比して著しく不足している状況となっており、現業員の増員等については、検討してまいりたいと考えております。
また、現業員等の研修については、さらなる充実や改善を図るため、その内容や方法等を検討してまいります。
- 3 保護の決定及び実施に当たり、特に複雑困難な問題を有するケースについての援助方針や措置内容等について検討審査を要する場合や、安否不明など緊急的な対応が求められる場合等において、組織的な情報共有を図り、管理職を含め係長以上の職員が出席するケース診断会議等に諮り、速やかに具体的対応について、組織的検討を行う体制を確立します。

4 保護受給中の者から辞退届が提出された場合には、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。)第10の12-3を踏まえ、辞退届が任意かつ真摯な意思に基づく有効なものかを確認するとともに、自立の目途を十分に聴取し、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意し、組織的検討の上、決定を行っております。

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としているという趣旨にのっとり、これからも生活保護の適正実施に努めてまいります。